

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月15日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合運営規則（昭和37年川崎市共済規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次の第1章の2の「第5条の3」を「第5条の4」、第3章の「第7条の6」を「第7条の10」と改め、第7条の4から第7条の10までの規定中「特定任期付職員業績手当」を削除する。

附 則（令和7年4月15日共済規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から適用する。